

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第八十四号）新旧対照表

(新)

第一条から第六条まで 略

(事業計画の廃止の届出)

第七条 略

2 条例第十条第二項の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

一 略

二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）での掲示

三 略

第八条から第十八条まで 略

(合意の形成の判断に係る周知)

第十九条 条例第二十六条第一項（条例第二十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

一 略

二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は振興局での掲示

三 略

(異議の申立書の提出等)

第二十条 略

2 条例第二十七条第四項の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

一 略

二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は振興局での掲示

三 略

(旧)

第一条から第六条まで 略

(事業計画の廃止の届出)

第七条 略

2 条例第十条第二項の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

一 略

二 計画地を所管する振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）での掲示

三 略

第八条から第十八条まで 略

(合意の形成の判断に係る周知)

第十九条 条例第二十六条第一項（条例第二十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

一 略

二 計画地を所管する振興局での掲示

三 略

(異議の申立書の提出等)

第二十条 略

2 条例第二十七条第四項の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

一 略

二 計画地を所管する振興局での掲示

三 略

(意見の調整の申出書等)

第二十一条 略

2 条例第二十八条第三項、第四項又は第十項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

一 略

二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は振興局での掲示

三 略

3 略

(終了に係る周知)

第二十二条 条例第二十九条の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

一 略

二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は振興局での掲示

三 略

第二十三条 略

(勧告に従わない場合の公表の方法)

第二十四条 条例第三十八条第二項の規定による公表は、次の方法により行うものとする。

一 略

二 計画地を所管する岐阜地域環境室又は振興局での掲示

三及び四 略

第二十五条 略

(書類の提出)

第二十六条 条例又はこの規則の規定により知事に提出することとされている書類及び知事を経由して事業者に提出することとされている書類は、計画地が振興局の所管区域に所在する場合にあつては、当該計画地を所管する振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。)を経由して提出するものとする。

(意見の調整の申出書等)

第二十一条 略

2 条例第二十八条第三項、第四項又は第十項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

一 略

二 計画地を所管する 振興局での掲示

三 略

3 略

(終了に係る周知)

第二十二条 条例第二十九条の規定による周知は、次の方法により十四日間行うものとする。

一 略

二 計画地を所管する 振興局での掲示

三 略

第二十三条 略

(勧告に従わない場合の公表の方法)

第二十四条 条例第三十八条第二項の規定による公表は、次の方法により行うものとする。

一 略

二 計画地を所管する 振興局での掲示

三及び四 略

第二十五条 略

(書類の提出)

第二十六条 条例又はこの規則の規定により知事に提出することとされている書類及び知事を経由して事業者に提出することとされている書類は、計画地を所管する振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。)を経由して提出するものとする。

附 則 略

別記様式第一号から別記様式第十四号まで 略

附 則 略

別記様式第一号から別記様式第十四号まで 略